

駆除ご協力をお願い

在来植物や生態系を脅かす、特に問題な外来植物

Wanted!! 特定外来生物!

オオハンゴンソウ オオキンケイギク アシチウリ



特定外来生物とは

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「**外来生物法**」によって指定されます。

特定外来植物は生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

許可のない飼育、栽培、保管、運搬等は原則禁止されています。

「**外来生物法**（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）H17年施行、H28年改正」は、日本の生態系や農林水産業、人の生命や身体への被害を防ぐことを目的に、こうした被害を及ぼす外来生物の飼養等を規制し、また防除等を推進するためのものです。

被害予防 三原則!

1. 入れない~

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2. 捨てない~

栽培・飼育している外来生物を野外に捨てない

3. 拡げない~

すでに野外で生育・生息している外来生物は他地域に拡げない

駆除は繰り返し実施!

罰則: 販売・頒布目的での飼養、不正な飼養、許可のない輸入、許可を受けていない者への販売・頒布、野外へ放つなどの行為に対しては、個人には3年以下の懲役や300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金が科されます。

駆除後の処理: 枯死させてからビニール袋に入れ、燃やすゴミとして処分してください。生きたまま移動して根付かせたり、種子が拡散しないように注意してください。ご不明な点等がございましたら、富士見町役場生活環境係62-9114までお問合せください。